

巻頭言

コロナ禍に見いだすものは

全国グラビア協同組合連合会

会長 田口 薫



前月号で中国の光と影と題し、120年前の中国清朝末期の庚子の年、疫病が流行し武漢で起きた辛亥革命で清朝は滅びた、と書いた。3月中旬だった。今はもう4月27日、こんな騒ぎに発展するとは予想していなかった。4月に入って毎日300~400人の新たな感染者が出て学校は休み、店舗の休業、各事業所の在宅勤務によってかつてない影響が出てどうなる事か全く予想がつかない。こんな時忙しいとは言いが、外飲み、給食がなくなり、中食一辺倒となり加工食品の売り上げが伸び、当業界の多くは多忙である。

しかし、土産物は観光客の激減で大きく減り、包材も落ち込んでいる。東京で地方土産の代表的商品が全く売れず、包材業者が買い取って社員に配っているという。中食は忙しいとはいえ、各食品メーカーでも自社で患者が発生することを予想して商品を積み増しているという噂もある。そうすると仮需であり、いずれ沈静化すれば注文はなくなり包材メーカーも暇になるのではないかと。4月27日現在、世界の感染者は約270.6万人、死者18万7,000人（約14.5人に1人）。日本の感染者は約1万3,182人、死亡者は348人となっている。2~3月は世界で30万人だったが3月20日過ぎに爆発的に感染者が増加し、1日当たり7万人になり、死亡者も1日当たり5,000人に達した。各国の指導者は戦争だと言っているが、平時ではない戦時なのだ。

戦争と言えば、1904~05年の日露戦争の戦死者が双方合わせて8万4,000人で、今のコロナウイルスの半分である。その10年後の第一次大戦（1914~18年）は戦死1,600万人（1日当たり1万人）、第二次大戦（1939~45年）は戦死3,600万人（1日当たり1.6万人）であるから、正に戦争に匹敵する。人類は農耕技術を得て集団生活するようになり、1万年前から伝染病との闘いが始まったとされる。コロンブスのアメリカ大陸発見で天然痘がアメリカ大陸に侵入し、先住民が90%死滅した部族もあった。

日本でも大陸から文化の流入と共に疫病は大流行した。奈良の大仏造営もその対

策の1つであった。仙台藩の伊達正宗も幼少時に天然痘のため右目を失明している。疫病神の仕業と考えられ、疫病神の苦手な赤色を塗った会津の「赤べこ」、飛弾の「さるぼぼ」のような赤い郷土玩具が作られた。

14世紀中頃に流行したペスト（黒死病）により、世界人口が4億5,000万人の時、全人口の22%に相当する1億人が死亡した。人々は郊外の家にもこもり、10人が退屈しのぎの話をするという内容の「デカメロン」という名作が作られた。17世紀のペスト（黒死病）流行では英国で10万人が亡くなり、人々はロンドンから疎開した。長い休みの間、思案にふけたニュートンは枝から落ちるリンゴを見て万有引力の法則を発見し、シェークスピアは名作「リア王」を書いた。後にペストの病原菌を発見したのは日本人の北里柴三郎である。

第一次大戦が終わってすぐスペイン風邪というインフルエンザの一種が大流行し、世界の感染者は世界人口の1/3の6億人で、死亡者5,000万人となり、日本でも2,800万人の感染者と39万人の死亡者が出ている。

今回のコロナウイルスの特効薬はいまだ開発されていないが、アビガン、エボラ出血熱用レムデシビル、抗HIV薬ロナビルなどがあるが、国はとにかく早く治療法を確立し、PCR検査がすぐに受けられるようにすべきである。一方、我々は国民の生命線（ライフライン）を預かる食品と同じく重要な存在であり、あらゆる手段を尽くして感染防止に努め、包材の供給を止めないようにしたい。そして、生産部門以外の営業や業務、総務、経理等で在宅勤務を積極的に進めればコロナという災いを転じ、働き方改革、仕事のやり方の改革にお客様を巻き込むチャンスかもしれない。過剰品質や小ロットをこの際は是正されている会社もあちこちにある。今この非常時、安永研二副会長の存在はまことに貴重だ。今まで誰もできず、お上任せになっていた、国の政策に一言申し述べる。その勇気を私達は忘れてしまっている。我々は税金を払っているのだ（タックスペイヤー）。国の役人は税金を使っている（タックスイーター）という精神にのっとっている。そして何よりも、安永副会長が経産省はじめ各省庁に粘り強く何度も働きかけ、国民の食糧供給に重要な役割を担っている食品産業と同等であるとの文書をいただくことができた。中央官庁を動かした安永副会長の献身的努力に感謝しております。

今後、コロナウイルスが治まっても需要は戻らないだろう。今までのような考え方が通用しないかも知れない。だからこそ私達は安永副会長の努力を生かし、軟包装の地位向上に努めて行こうではありませんか。

巣ごもり消費を下支えする組合員の実態、苦悩が浮き彫り 長期化すると事業継続にも悪影響が

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐべく、4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令され、同16日には日本全国がその対象入りしました。また、4月30日には、安倍首相が、緊急事態宣言の1カ月程度の継続やむなしとのコメントを発表し、長期戦の覚悟が必要とされています。このため、不要不急の外出は控えるようにとのアナウンスが連日なされていますが、日々の生活に必要な食料品等の買い出しは対象外とされ、しかも学校は休校、会社も自宅勤務を中心とするテレワークに切り替わり、家庭での食料品、飲料、日用品の消費は通常量を上回っています。その一方で、それらを剥き出しで流通、販売させることはできませんので、全国グラビア協同組合連合会（全グラ）の組合員各位は、新型コロナウイルス感染症に罹らないように細心の注意を払いながら、現場で、日々、懸命に業務を遂行し、包装材料を供給されていることと思います。組合員からは、他の組合員はどのような境遇にあり、どのような悩みを抱えているのかを知りたいとの要望が寄せられていました。また、全グラとしましても、こうした未曾有の事業環境に置かれている組合員の実態把握に努め、課題を明らかにし、それらの解決のために関係省庁、関連団体に強力な働きかけを行っていきたいと考え、緊急事態宣言発令後に、受注状況や今後の見通しなどについて、緊急アンケート「新型コロナウイルス感染拡大による影響調査」を実施しました。今回、その集計結果がまとまりましたので、ご報告いたします。巣ごもり消費を下支えする組合員の懸命な努力、実態、苦悩の一端が浮き彫りになる内容です。

アンケート調査は、4月10日（金）に組合員の皆様に調査票を電子メールにて送信し、4月20日（月）を締切日と設定し、実施しました。組合員数は164社ですが、電子メールが送信可能な150社を対象とし、88社から回答を得、回答率は58%でした。業務ご多忙の中、ご対応いただいた皆様にはこの場をお借りし、感謝申し上げます。また、今後、同様な形でのアンケート調査を随時実施して行きたいと考えていますので、その節には、また、ご協力の程宜しくお願いいたします。

年度末受注状況、半数以上が受注増

設問1では、「2020年3月末（もしくは4月1日時点）での受注状況は、前年に比べどうですか」について訊きました。新型コロナウイルスの影響がいつ頃から現れていたのか、それは増加か減少か、どんな品目で現れているかを婉曲的に尋ねる意図がありました。

それによると、「増加している」との回答は47社で、全回答社数88の53%を占めました。この47社に増加率を尋ねると、「増加20%以下」が38社（81%）、「増加21～50%」が6社（13%）でした。

一方、「減少している」との回答は26社で29%でした。この26社に減少率を尋ねると、「減少20%以下」が20社（49%）、「減少率21～50%以下」が5社（12%）でした。

以前と変わらず「増減なし」との回答は14社で、全体の15%となりました。

品目別の増減は、増えたり、減ったり、また相殺されて結果として変わらずというケースも考えられますので複数回答としました。

それによると、増加と答えたのは、①「麺類（ラーメン、乾麺、スパゲッティなど）」が28社、②「パン類（食パン、菓子パンなど）」が23社、③「レトルト類（カレー、冷凍食品など）」が21社、④「米類（米、餅など）」「その他」が20社、⑤「スナ

ック類（ポテトチップ、せんべい、つまみ類など）」が16社、⑥「日用品（文具、衛生用品、トイレタリーなど）」が15社、⑦「シュリンクラベル（PETボトル用など）」が6社となりました。

対して減少は、①「その他」が13社、②「スナック（ポテトチップ、せんべい、つまみ類など）」が9社、③「日用品（文具、衛生用品、トイレタリーなど）」が8社、④「米類（米、餅など）」「パン類（食パン、菓子パンなど）」「麺類（ラーメン、乾麺、スパゲッティなど）」が各7社、⑤「レトルト類（カレー、冷凍食品など）」「シュリンクラベル（PETボトル用など）」が各4社でした。

品目別に、単純に、増加と答えた社数から減少と答えた社数を引いてみると、次のようになります。①「麺類（ラーメン、乾麺、スパゲッティなど）」が21社、②「レトルト類（カレー、冷凍食品など）」が17社、③「パン類（食パン、菓子パンなど）」が16社、④「米類（米、餅など）」が13社、⑤「スナック類（ポテトチップ、せんべい、つまみ類など）」「その他」が7社、⑥「日用品（文具、衛生用品、トイレタリーなど）」が7社、⑦「シュリンクラベル（PETボトル用など）」が2社となりました。いずれもマイナスとはなっていませんので、ボリュームは定かではありませんが、全体の傾向としては増加していると言えるでしょう。

1. 今年3月末（もしくは4月1日時点）での受注状況は、前年に比べどうですか？

増加している	47
増加20%以下	38
増加21～50%	6
無回答	3
減少している	26
減少20%以下	20
減少21～50%	5
減少 無回答	1
増減なし	14
無回答	1

新規・既存顧客とも、食品需要が増加

設問2では、設問1で増加と回答した方に、その増加分は、「新規顧客」からのものなのか、それとも「既存顧客」からのものなのか、更には、これも複数回等となりますが、食品、飲料、雑貨ではどれが増加しているかを尋ねました。

それによると、「新規顧客」相手では、「新型コロナウイルス感染拡大に関係なく増加」との答えが15社、「新型コロナウイルス感染拡大による需要が上回っている」が12社となりました。新型コロナ

ナウウイルス感染拡大による需要では、「食品」が21社、「雑貨など」が7社で、「飲料」はゼロでした。

「既存顧客」相手では、「新型コロナウイルス感染拡大に関係なく増加」と答えたのが23社、「新型コロナウイルス感染拡大による需要が上回っている」が29社となりました。新型コロナウイルス感染拡大による需要では、「食品」が40社、「雑貨など」が12社で、「飲料」が3社でした。

2. 受注増加理由（複数）		
新規顧客	新型コロナウイルス感染拡大に関係なく増加（通常の仕事が増えている）	15
	通常の仕事よりも、新型コロナウイルス感染拡大による需要が上回っている	12
	新型コロナウイルス感染拡大による需要増（食品）	21
	新型コロナウイルス感染拡大による需要増（飲料）	0
	新型コロナウイルス感染拡大による需要増（雑貨など）	7
既存顧客	新型コロナウイルス感染拡大に関係なく増加（通常の仕事が増えている）	23
	通常の仕事よりも、新型コロナウイルス感染拡大による需要が上回っている	29
	新型コロナウイルス感染拡大による需要増（食品）	40
	新型コロナウイルス感染拡大による需要増（飲料）	3
	新型コロナウイルス感染拡大による需要増（雑貨など）	12

〈設問2についての自由コメント〉

- ☞パン用包材が増加、滅菌・消毒系の包装用フィルムが増加。
- ☞新型コロナウイルスで増えたものと、例年通りこの時期に増えたものと両方があります。なお、残念ながら、直近での新規顧客はありません。
- ☞内食もの、保存食、冷凍食品関係が増加。
- ☞3月初旬より、ヨーグルト、ラーメン包材を中心に受注増。

- ☞3月上旬から保存ができる食品包材の注文が増えた。
- ☞食品・雑貨等の品種がないため回答できておりません。新規についてはコロナの影響で獲得率は減っています。
- ☞何がコロナ関連なのかがはっきり分かりません。納期が厳しいものが多いです。
- ☞4月からの表示変更のため、改版が増大。
- ☞製版会社ですので2019年度は改版の特需があったことです。コロナによる受注減はこれからです。
- ☞加工食品など、家庭消費食品が増加傾向です。反面、小型容器（600mL以下）のPETボトル飲料の受注は減少傾向です。
- ☞巣ごもり消費の影響で、家庭用は増えている。特にパスタの袋。
- ☞備蓄用の買いためが起こっているようです。2011年の東北大震災後の忙しさ、そしてその後の在庫過多を思い出します。
- ☞増加している商品と減産している製品が混在、結果、食品・医薬・衛生製品以外は大幅減。
- ☞通例では、GW前は受注は増加する。コロナの影響は否定しないが……

従来の経営課題に、新型コロナウイルス感染拡大が積み増し

設問3では、設問1で減少と回答した方に、その理由を尋ねました。いずれも複数回答です。

それによると、一番の理由は「仕事が年々小ロット化してきたため」が15社、次いで「残業・休日稼働を減らしたため」が13社となり、「新型コロナウイルス感染拡大による需要減が、新型コロナウイルス感染拡大による需要増を上回っている」を挙げたのは9社でした。また、「利益率重視の考えに切り替え、既存顧客からの受注を意図的に減らしているため」が8社、「人手不足から、受注量

3. 受注減少理由（複数）	
見積価格が合わないため	4
利益率重視の考えに切り替え、既存顧客からの受注を意図的に減らしているため	8
仕事が年々小ロット化してきたため	15
残業・休日稼働を減らしたため	13
人手不足から、受注量を減らしたため	6
新型コロナウイルス感染拡大による需要減が、新型コロナウイルス感染拡大による需要増を上回っている	9
新型コロナウイルス感染拡大による需要減退（食品）	13
新型コロナウイルス感染拡大による需要減退（飲料）	3
新型コロナウイルス感染拡大による需要減退（雑貨）	9

を減らしたため」が6社、「見積価格が合わないため」が4社となりました。

アンケート調査時期が、緊急事態宣言されてから間もない時期であったことから、新型コロナウイルス感染拡大がどの程度、組合員に影響を及ぼしているかは判然とはしませんが、従来の経営課題に加え、新型コロナウイルス感染拡大による悪影響が、二重苦となつてのしかかっていると推察できます。今後も注視する必要があります。

設問では、「新型コロナウイルス感染拡大による需要減」が、「食品」「飲料」「雑貨」のいずれで起きているかも尋ねています。その結果は、「食品」が13社、「雑貨」が9社、「飲料」が3社でした。

〈設問3についての自由コメント〉

- ☞ 昨年夏よりのプラ包材需要減が続く中で、弊社の場合は新型コロナウイルス特需的な増加がありますが、それでもトータルでは売上減少です。
- ☞ 昨年の大型連休需要との差が出ていると思われます。
- ☞ 前年3月期はGW10連休の前倒し（当社は3月中旬までの注文を顧客に申し入れたため）もあ

り単純比較が難しい。新型コロナの影響は、主食（パン、米）、惣菜、お菓子類等は好調、業務用や固形燃料等は外食、ホテル旅館の需要減から影響がある。

- ☞ 安いものは極力断っているため、受注点数は減っている。
- ☞ コロナウイルスの影響で、外食向けの業務用が極端に落ちている。
- ☞ ユーザーも機械稼働を止めている。
- ☞ インバウンド需要、学校給食関連包材、観光地お土産品など減少。
- ☞ 行楽・遊園地・百貨店や学校給食・外食関係、手土産・化粧品の仕事が軒並み大幅ダウン

新型コロナウイルスによる仕事減少、既に1月から

設問4では、より直截に、新型コロナウイルスによる仕事量の減少の有無と、減少しているなら、それはいつ頃から起きていたかを訊ねました。

それによると、回答数88のうち、「仕事量の減少が起きている」が28社、「仕事量の減少が起きていない」が16社で、残り44社は無回答でした。

また、仕事量の減少がいつ頃から表れていたかについては、回答数35のうち、「2月から」が最も多く11社（31%）、次いで「3月から」が9社（25%）、「4月から」と「まだ表れていない」が各7

4. 新型コロナウイルスによる仕事量減少はありますか？	
仕事の減少が起きている	28
1月から	1
2月から	11
3月から	9
4月から	7
まだ表れていない	7
仕事の減少が起きていない	16
無回答	44

社（20％）という結果でした。「1月から」も1社あり、かなり早い段階から業界に影響が表れていたことが分かります。

〈設問4についての自由コメント〉

- ☞ 弊社の場合は特需的な動きで助かっています。
- ☞ 半年以上先の受注量から影響が出てくる可能性は感じます。
- ☞ 仕事の減は来週（4月13の週）からと予想している。ただ5月からの受注減は相当に酷いものとなると予想。
- ☞ 前述の通り、品目によって増減あり。全体としては新型コロナの影響を考えずに予算を組んだ通りの進捗となった。
- ☞ インバウンド需要向けが減少し始め、学校給食用、お土産品など影響が出ている。
- ☞ 特に減少はしていない。
- ☞ 3月20日からの3連休後より受注が少ないと感じていました。4月に入り急ブレーキがかかる。
- ☞ 家庭内の消費需要が減ると同時に仕事の減少が発生すると予測します。
- ☞ 土産菓子等の売上が前年同月比40％程減少。

感染者が出ると稼働停止、仕事がこなせない

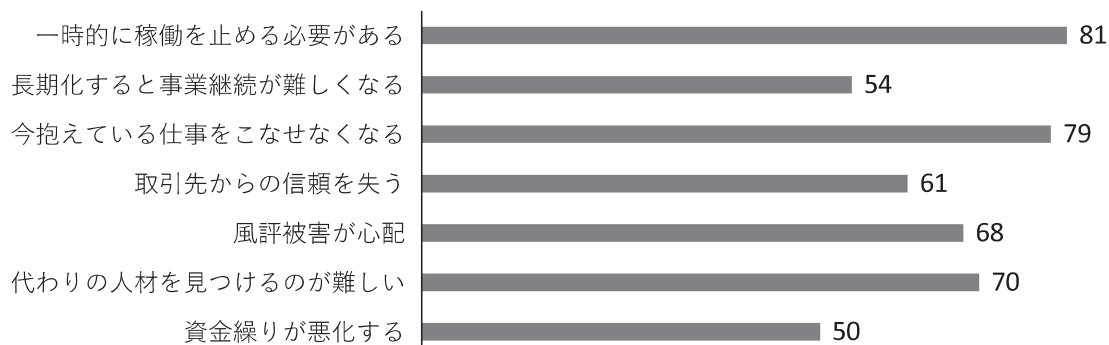
設問5では、「（貴社で）新型コロナウイルス感染者が発生することによりどのような不安がありますか」を複数回答で尋ねています。

それによると、「一時的に稼働を止める必要がある」が81社、その結果として、「今抱えている仕事をこなせなくなる」が79社、「代替りの人材を見つけるのが難しい」が70社、「風評被害が心配」が68社、「取引先からの信頼を失う」が61社、「長期化すると事業継続が難しくなる」が54社、「資金繰りが悪化する」が50社となりました。

〈設問5についての自由コメント〉

- ☞ 出荷停止措置。社員のモチベーション低下
- ☞ 例年、GW前は繁忙期であり、この時期に感染者が出た場合、仮に1日、2日でも消毒のために工場の稼働を止めるのは相当に厳しい。
- ☞ 1人発生した場合、PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査を全員やらない限り工場を止めなくてはならなくなる。
- ☞ 従業員のクラスターによる工場停止。
- ☞ 営業活動には長期間大きな支障をきたす可能性

図1 5. 新型コロナウイルス感染者が出ることによりどのような不安がありますか？（複数回答）



を感じます。

- ☞ 社内で発生すると大変なことになります。リスクをどこまで減らせられるかが問題です。受注も増えていることで顧客に迷惑もお掛けできません。判断が難しいです。
- ☞ 社員の気持ちが折れる事が心配。
- ☞ どれ程防衛しても、感染者が出るのはいたし方無い事なので、業界としても受容し、ヒステリックな反応をしない事が大切かと思う。
- ☞ 感染者が工場で出た場合が一番心配だが、各保健所の指示にしたがい粛々と対応する。営業、業務についてはテレワーク、時差出勤等を行い、事業所内での感染蔓延を防止し、業務継続対策としている。
- ☞ 家庭内消費食品が、増加する傾向と考えると、納期調整の負荷が増大する事により、工場・営業共に、疲弊する恐れがあり、人材流失に繋がる恐れを危惧する。
- ☞ 少ない人口の中で人を雇用して、少ない人員で仕事をしている地方では大打撃になると思います

す。厳しい風評被害も予想されます。

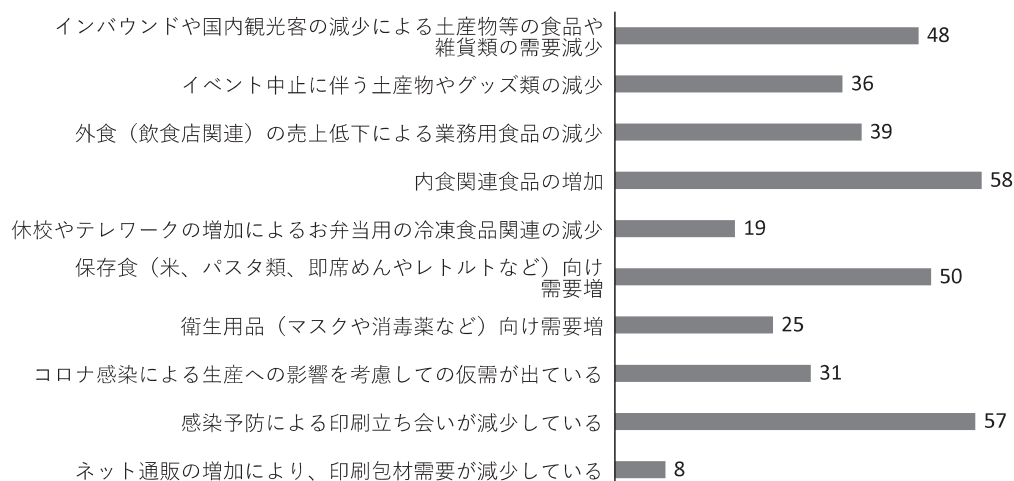
- ☞ 回復後の感染者へのケア。
- ☞ 感染防止を徹底するしかありません（社内において）。
- ☞ 保健所等関係各所と連携して対処しますが、状況により影響の程度が大きく変わります。
- ☞ 各項目についても影響の程度はケースバイケースになると思います。
- ☞ 非常に大きな危機感をもっている。

内食関連食品が増加、印刷立ち会い減少

設問6では、「新型コロナウイルス感染拡大により貴社のビジネスにはどのような影響が出ていますか」（複数回答）を尋ねています。

それによると、プラスの影響としては、①「内食関連食品の増加」が58社、②「感染予防による印刷立ち会いが減少」が57社、③「保存食（米、パスタ類、即席めんやレトルトなど）向け需要増」が50社、④「コロナ感染による生産への影響を考

図2 6. 新型コロナウイルス感染拡大により貴社のビジネスにはどのような影響が出ていますか？（複数回答）



慮しての仮需が出ている」が31社、⑤「衛生用品（マスクや消毒薬など）向け需要増」が25社という順番でした。長年の課題とされていた印刷立ち会いの削減も、こうした緊急時にはあつという間に解消されつつあるようで、必ずしも全部が全部、印刷立ち会いは必要ではなかったのではと思えてなりません。

逆に、マイナスの影響としては、①「インバウンドや国内観光客の減少による土産物等の食品や雑貨類の需要減」が48社、②「外食（飲食店関連）の売上低下による業務用食品の減少」が39社、③「イベント中止に伴う土産物やグッズ類の減少」が36社、④「休校やテレワークの増加によるお弁当用の冷凍食品関連の減少」が19社、⑤「ネット通販の増加により、印刷包材需要が減少」が8社となっています。軟包材需要の裾野の広さを知るとともに、こうした事態では、いろんなところに影響が及んでいることが分かります。

〈設問6についての自由コメント〉

- ☞ 基本、内需商品が増加。
- ☞ 工場への来客、立ち会いは、原則、ご遠慮いただいております。
- ☞ 3月末までは一部の客で色校やデザイン打ち合わせのため、客先へ訪問。4月より印刷立ち会い件数がゼロ。
- ☞ 売上の大半が日配のため、通常よりは増加している。
- ☞ 製版会社としては、新商品減による新版需要の縮小。
- ☞ 現状では、どの様な影響が出ているかは判断しにくい状況です。
- ☞ 面談の機会が減少している事も原因かと考えております。
- ☞ 顧客とのコミュニケーションも不足しており、情報が入りにくくなっています。

緊急事態宣言発令の影響、配送や納期、資材入手に不安

設問7では、「緊急事態宣言発令による影響としては、今後どのようなことが考えられますか」について尋ねています（複数回答）。

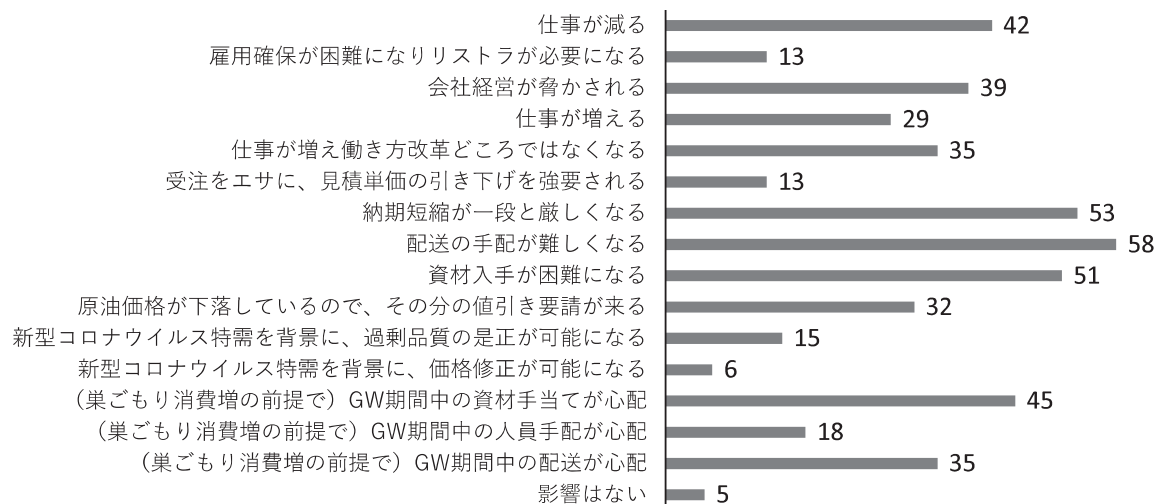
それによると、仕事そのものが「減る」が42社、「増える」が29社、「影響なし」が5社となっています。設問1では、現状の仕事量が増えていると回答した組合員が回答者の半数を超えましたが、先行きはとなると、減ると答えているのが印象的です。関連して、「会社経営が脅かされる」が39社、「雇用確保が困難になりリストラが必要になる」が13社ありました。

仕事が増えるに関連して、「働き方改革どころではなくなる」という心配を35社が挙げています。一方、「新型コロナウイルス特需を背景に、過剰品質の是正が可能になる」が15社、「新型コロナウイルス特需を背景に、価格修正が可能になる」が6社ありました。

新型コロナウイルス感染拡大による特需をこなす上で、不安も幾つが挙げられています。「配送の手配が難しくなる」が58社、「納期短縮が一段と厳しくなる」が53社、「資材入手が困難になる」が51社、「原油価格が下落しているので、その分の値引き要請が来る」が32社、「受注をエサに、見積単価の引き下げを強要される」が13社にのぼります。悪質な取引条件を押し付ける発注者については、組合員一丸となって対処しますので、事務局まで情報をお寄せください。

アンケート実施時期はGW直前の時機でしたので、巣ごもり消費増の前提で、緊急事態宣言と重なるGW期間中の心配事についても訊いてみました。それによると、「資材手当て」が45社、「配送」が35社、「人員手配」が18社、挙げています。

図3 7. 緊急事態宣言発令による影響としては、今後どのようなことが考えられますか（複数回答）



〈設問7についての自由コメント〉

- ☞ 長期化や近隣で感染者が出ると、家族より出勤させたくない話が出てくると思います。
- ☞ 新型コロナウイルス特需を背景として、どうか業界で一致団結して、過剰品質の是正を提案して欲しい。ガイドラインの作成等々、政府を巻き込んでお願いできないか？
- ☞ 事業継続が出来ない顧客の倒産。不動産在庫、貸し倒れになる恐れがある。
- ☞ GW 前の受注に関してお客様に前倒しを依頼中。
- ☞ スーパー等流通の調子が良いため、調子に乗られて価格見直しが来た場合は断る。
- ☞ 緊急時の5M（人、機械・設備、方法、原料・材料、測定・検査）のメンテナンス（外注を必要とするもの）がすぐ対応いただけるかが懸念されます。
- ☞ 仕事が増えると回答しましたがあくまでも一時的で、収束後と今現在とのギャップに対して不安がある。

- ☞ 会社の存続を最重点に、無理の無い勤務体制、生産体制を考案する必要がある。
- ☞ 4月6日より本社の営業、業務部門はテレワークに移行、1日/週の出社にし、6～7割の従業員の出社を削減。工場においては3月26日より顧客の立会禁止、工場外の社員の工場棟への入場禁止とし規制しています。また協力会社への訪問も原則禁止としています。顧客からのFAX注文もできるだけメールへの変更を依頼し、4月13日までの1週間において問題は発生していません。悪い影響だけでなく、働き方改革、業務改革のチャンスと捉え改善を行っています。
- ☞ 今後の展開が未知数のため、判断できません。
- ☞ 緊急事態宣言が出ている地域の顧客とのコミュニケーションがとりにくくなっています。品質や価格、納期交渉、また新規商品やリニューアルの進行に支障が出ています。
- ☞ すべてにおいて大きな心配がある。先行きは見えない。

収束時期は不明、24社が回答

設問8は、ちょっと脇道に入りますが、政府の発表見通しと、実際にモノづくりの一翼を担っている組合員との相違を知るために、あえて、「緊急事態宣言発令は5月6日までですが、いつ落ち着く（収束する）と思いますか」と尋ねています。

（注：5月4日、緊急事態措置の5月末までの延長が決定しました）

それによると、「半年後」「不明」という回答が各24社、次いで「来年までずれ込む」が23社で、これら3つを合わせる80%に達します。当初から楽観的には捉えていなかったことが分かります。なお、「半年以内」と答えたのは14社でした。

〈設問8についての自由コメント〉

- ☞ ワクチンの開発次第かと。
- ☞ 収束したと思っても、再発すると思います。ワクチンができる事によって、改善できると思う。
- ☞ 治療薬の開発次第と思われる。ワクチンの開発ができれば、完全収束と思う。
- ☞ 新型コロナに対する薬などが開発されなければ、難しいのでは？
- ☞ 5月6日まで政府は企業に対し勤務時間の変更していく。
- ☞ 5月6日の意図が不明。
- ☞ 落ち着くのは5月。今まで自由にしてきて、そのために発令が出て抑制された。人の気持ちが変われば流れは必ず変わる。収束は12月。収束して新年を迎えたい希望。

8. 緊急事態宣言発令は5月6日までですが、いつ落ち着くと思いますか？

半年以内	14
半年後から	24
来年までずれ込む	23
不明	24
無回答	3

☞ 今後薬ができたとしても感染者が出た場合、接触者を隔離しなければならないのではないかと？
そうであればウイルスを撲滅するか、皆が抗体を持たないとこの状況が続くことになり、いつ収束するか先が見えない。

☞ 収束は今年いっぱいを見ているが、あくまでも拡散しきることが条件で、中途半端な緊急事態宣言で自粛してウイルスの感染が緩やかだとまだまだ長引きそうに思える。

☞ どう考えても年内に落ち着くことはないと感じる。長期戦を覚悟するべき。

☞ 我々の業界は食料品を安全に、安定的に市場に供給するための社会インフラと考えるが、緊急事態宣言が発令されて1週間がたつが、本当に必要な人間だけの活動になっているか疑問。

☞ 欧米の危機的状況をみたくて、この中途半端な要請ベースでの活動自粛では効果は薄いと思われるし、国民性に頼っているだけでは早期の収束は厳しいのではないかと。

☞ コロナウイルスの収束は1年以上先になると思うが、人々が制約に我慢できず徐々に平常仕事や生活に戻っていくと思う。

☞ 様々な情報や批判が飛び交い判断できません。正しい情報発信を期待しています。

☞ 当初の期間で収束は困難と思います。

2020年受注見通し、40社が減少、15社が増加

設問9では、新型コロナウイルス感染拡大の最中における、「2020年（または2020年度）の受注見通し予測」について尋ねています。

それによると、「減少」が40社、「前年並み」が32社、「増加」が15社という結果になりました。

さらに、「減少」と回答した組合員に減少幅を訊ねると、「20%以下」が26社、「21～50%」が12社でした。また、「増加」と回答した組合員に増加幅

9. 2020年（または2020年度）の受注見通しはどう予測されていますか？（複数）	
増加	15
増加20%以下	10
増加21～50%	2
増加51%～70%	1
増加 無回答	2
減少	40
減少20%以下	26
減少21～50%	12
減少51%～70%	0
減少70%以上	0
減少 無回答	2
前年並み	32
なし	33

を訊ねると、「20%以下」が10社、「21～50%」が2社で、「51～70%」も1社ありました。

〈設問9についての自由コメント〉

- ☞この影響が長期化するのであれば、国難であり、連鎖倒産が怖い。
- ☞新型コロナウイルスの影響が全く読めない状況。
- ☞全く見通したたず。
- ☞長期化すると更に厳しい状態になるかと。
- ☞4月以降に影響が出ているので、減少する恐れも懸念する。
- ☞昨年と比べるとまずインバウンド需要が見込めません。仮需要分の落ち込みもある。
- ☞外食が内食（巣ごもり消費）となり、食品需要が増加、それに比例して軟包装の需要も増えると思いますが、外出自粛が長期化した場合、そうした需要も下降線をたどることが予想され、全体を平均化すると20%以下と思われます。
- ☞世界的な恐慌により、グローバル展開が鈍る。その反動は、直接または間接的にパッケージ業

界に影響を与える。

- ☞コロナの影響で、今ユーザーが購入しすぎないだけで収束する、しないにかかわらず、いずれ収入減等もあり買い控えが起こる。
- ☞我々は食品を届けなければならないという使命感を持っているが、個人の命も考える状況だとも思う。社員を休ませる状況を作るには効率生産が必須であり、そのためには食品メーカーはアイテムを絞った生産、流通は品揃えが豊富という日常を見直すことも必要ではないか？
- ☞コロナ需要として一時的に増加するのは間違いないが、収束すれば消費も冷え込み、製造業に影響は出ると見込んでいる。
- ☞家庭内備蓄がひと段落すれば、各家庭は買い控えモードに移行すると思われます。
- ☞家庭用が増え、業務用が減る。結局同じ。
- ☞当社は製版会社ですので、コンバーターとは状況が異なります。2019年は改版の特需が有、製版各社は受注が増大しています。そのため、2020年の落ち込み幅はとりわけ大きい。
- ☞2020年度はもともと前年比マイナスの予算。新型コロナウイルスの影響がどのように業績に影響するかは不明。
- ☞多くの業界で仕事が減っていく中で、私たちは国民のライフラインを支えている「食」「日用品」関連の仕事をさせてもらうことができ感謝するとともに、プライドと誇りが持てます。

景気回復見通し立たず、最多

最後の設問10では、「景気回復はいつ頃からと予測しますか」を質問してみました。

時系列順に、「2020年末以前から」が3社、「2020年末から」が7社、「2021年春頃から」が17社、「2021年の五輪から」が13社、「2021年末から」が5社、「2022年から」が4社、そして、最も多かつ

10. 景気回復はいつ頃からと予測しますか？	
2020年以前から	3
2020年末から	7
2021年春頃から	17
2021年の五輪から	13
2021年末から	5
2022年から	4
全く見通しが立たない	36
無回答	3

たのは「全く見通しが立たない」の36社でした。多くの組合員が、深刻な事態に直面し、苦悩している姿が浮き彫りとなりました。

〈設問10についての自由コメント〉

- ☞ ある程度の時間を要すると考えております。
- ☞ 新型コロナウイルスの発生源である武漢の封鎖が解除されるまで約3カ月。それを勘案すると晩夏から秋にかけて、一定の事態の収束はみられると思いますが、それでも市中感染を恐れて、外出するのを控える人は相当数に上ると思われ、消費の回復にはかなり時間を要すると思います。特に基幹産業である自動車の販売が復活しないと景気は回復しないので、早くて年末からと思います。
- ☞ 軟包装業界には、市場に食品を供給し続けるお手伝いをする使命があると思いますが、工場内感染者が出た場合の操業継続を前提としたノウハウ等、ご教授願いたいです。
- ☞ コロナの影響で起こった、不要不急、テレワーク、自粛などの新しい生活環境は収束後も残ると思われる。価格でも品質でもなく、必要なものを必要なだけ要求する消費者行動になるような気がする。
- ☞ コロナ関連の倒産が増える中、全く見通しが立たない。

☞ 新型コロナウイルスの収束次第

☞ 景気が良いと思ったことがないので分かりませんが、通常に戻るのには年度末位じゃあないでしょうか。多分その頃には、収束してなくてもコロナとの付き合い方が構築できていると思います。

☞ ウイルスを撲滅しない限り無理でしょう。そのためには個人の良心に任せた自粛要請では長引くと思う。

☞ 景気回復はしばらくないとみている。日本だけならまだしも世界的な災害なので想像もつかない。アメリカのように一気に感染すれば一気に収束を見せ回復に向けて見通しは立つが、緩やかに広まっていると回復も緩やかと考えます。

☞ 五輪がその時期に開催できるかは大きな疑問ではあるが、希望的観測で「開催可能」として、やはり景気回復の起爆剤になると想定。

☞ 個人的には、来年のオリンピック開催は困難と感じる。小規模事業者の倒産、休業、派遣切り等が加速し、全世界的な影響も先を見通せず、国内の景気回復の見込みはないと考える。

☞ 希望的な観測があります。

☞ 何をもって景気回復と言うか（GDPの伸び、株価、大企業の景況感？）が難しいですが、個人的には2019年以前の経済・社会に戻ってほしくない強く願っています。

☞ コロナの収束見込みが立たない（ワクチンなどの開発）。コロナの心配がなく、外出できる環境が回復しないと景気回復も難しいのでは？

☞ 年内は、現状からの大きな改善はないと思います。

☞ コロナの収束宣言がなければ、不安は解消しない、行動自粛は継続されるだろう。

（完）

組合員・単組の近況

関東グラビア協同組合 定例理事会（書面審議）報告

ライフラインを守るためのお願い書、コンテンツ産業課へ 5月21日の通常総会は縮小開催の予定

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、2020年4月23日（木）に予定されていた関東グラビア協同組合の定例理事会は、定款第48条により、書面審議による理事会となりました。本来であれば、各理事にご参集いただき、活発に議論し、決定したい事項もありましたが、それらはまた別の機会とさせていただきます。

書面審議の対象理事は次の通りです。田口 薫理事長（大日本パッケージ㈱）、安永研二副理事長（東包印刷㈱）、赤穂昌之副理事長（㈱日商グラビア）、山下雅稔副理事長（㈱巧芸社）、村田英雄専務理事、村野友信理事（信和産業㈱）、阿部 純理事（北上産業㈱）、橋本 章理事（橋本セロファン印刷㈱）、吉原宗彦理事（東京加工紙㈱）、川田雄治理事（トーヨー加工㈱）、千田 敦理事（㈱東京ポリエチレン印刷社）、小林直人理事（八潮化学㈱）、湯本雄一理事（日本パッケージング㈱）、柴田里香理事（千代田オーク法律事務所）。

以下のような項目について、審議および報告がなされました。

1. 新型コロナウイルス対策について

2020年3月23日（月）付にて、「新型コロナウイルス対策について～来訪客および社員へのお願い～」を作成し、翌24日（火）に電子メールで組合員に配信済みです。巣ごもり消費で需要が高まっている食品等の包材供給役を担う工場で、万一、感染者が発生した場合、サプライチェーンにはほころびが生じることになるので、徹底した対策実施が求められるため、来訪客の対応、工場や事務所の入り口、工場や事務所内部、社員の通勤・出張・外出、社員に徹底してもらうべき予防策を具体的に記述した内容となっています。詳細は、GPJAPAN 4月号本文8～10頁をご参照下さい。

また、2020年4月14日（火）付で、経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課の高木美香課長宛に、全国グラビア協同組合連合会の田口会長名で、「食品、衛生用品、日用品等のライフラインを守るためのお願い」書を送信しました。

なお、理事会では、関連資料として、農林水産省の「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基

本的なガイドライン」、経済産業省／中小企業庁の「新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ」を配布しています。

2. 第50回通常総会について

関東グラビア協組の第50回通常総会は、2020年5月21日（木）午後3時より、東京・第一ホテル両国において開催予定です。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、来賓、賛助会員の出席はご遠慮いただき、三役および有志のみの、縮小開催を予定しています。なお、今後の感染状況次第によっては、再度、変更となる場合があります。

関連して、令和元年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の決算予想の報告がありました。

なお、下記につきましては、2020年4月16日（木）に開催された全国グラビア協同組合連合会の定期理事会の内容と同じですので省略します。本号19頁参照。

3. 第8回コンバーティングの明日を考える会セミナー

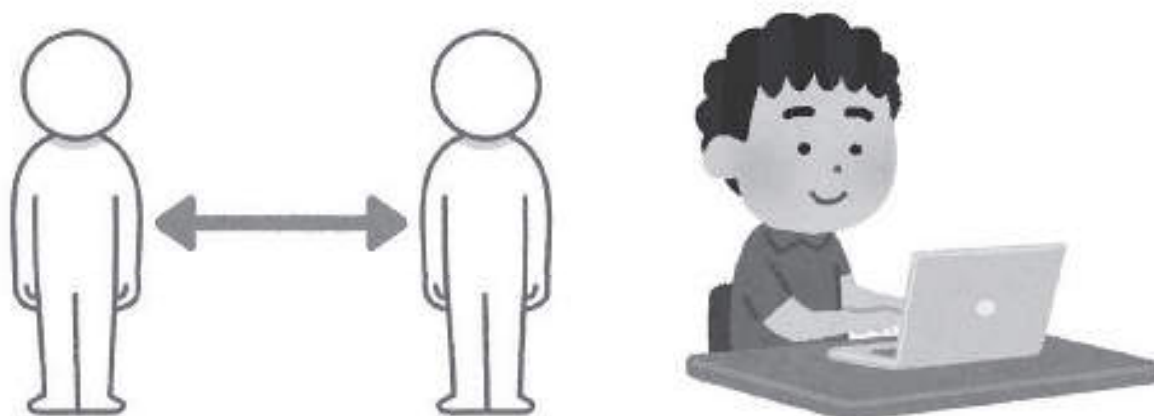
4. グリーンプリンティング(GP)関連報告

5. 外国人技能実習制度業種認定について

6. 軟包装イメージアップキャンペーン

中小・小規模事業者の皆様向け

通勤削減・人と人との接触削減の お願い



新型コロナウイルスの感染が拡大している緊急事態を脱するためには、国民の皆様にも、**今すぐ、人と人との接触を、最低 7 割、極力 8 割削減**していただくことが不可欠です。

中小・小規模事業者の皆様にも、社会機能を維持するために必要な職種（※）を除き、**オフィスでの仕事は、原則自宅で行い、どうしても出勤が必要な場合も※、出勤者を最低 7 割削減**するようお願いいたします。

取引先含め 1 社でも多くの事業者の皆様が事業継続できるよう、ご協力をお願いいたします。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」にて事業継続が求められる事業者が記載されています。

今すぐできる、5つのアクション！

①オフィスでの仕事は原則自宅で

- 報告・連絡・相談は、電話やビデオ会議、電子メール、FAXを使って自宅でできます。
- 事務作業の一部も、セキュリティの確保された各自宅のパソコンやスマートフォンで作業ができないか、検討をお願いします。



②パソコン・スマートフォンを使った会議も

- 資料を共有し、複数人でリモート会議ができます。無料で利用可能な会議ツールもあります。

③書類の保存・共有もインターネットで

- インターネット上に書類を保存できるサービス（クラウド）を利用できます。
- 自宅からもパソコンやスマートフォンで確認・編集ができます。



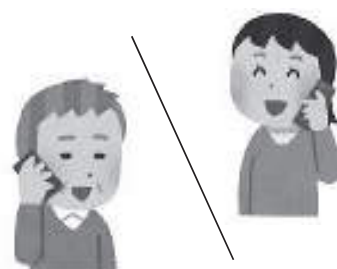
④3密（密閉、密集、密接）を回避

- やむを得ず出勤する場合も、同時に大人数が出社しないようローテーションで勤務する、社員同士に十分な距離を取る、公共交通機関ではなく自転車等で出勤する、といった対応が可能です。
- 工場や店舗では、頻繁に換気することが有効です。
- 取引先との面会での打合せをビデオ会議に代え、オフィスへの立ち寄りを避ければ、移動を減らせます。
- 窓口・精算業務では、キャッシュレスや飛沫防止シートを活用し、直接の接触を避けられます。



⑤相互の助け合い

- 職場内で、家庭内で、世代を超えて、パソコンなどの使い方を教えあい、接触を避けるアイデアを共有し、感染拡大を防止しましょう。



通勤削減・接触削減に向け 中小企業を全力で支援します

テレワークのコスト負担が大きい！

⇒補助・助成制度をご活用下さい。

■IT導入補助金

テレワークに必要なハードウェア（パソコン、タブレット端末等）のレンタル費用や、ITツールの導入費用等の3分の2を最大450万円補助します。4月7日以降に発生した経費が対象になります。

※詳細は、まもなく事務局HPに掲載します。



■働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）

新たにテレワークを導入した中小企業等に対して、テレワーク用通信機器の導入等にかかる費用を助成します。

※詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。



どうやったらテレワークしていいかわからない！

⇒テレワークの導入に関する相談は、
テレワークマネージャー相談事業をご活用ください。

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。

※詳細は、事務局HPをご覧ください。☎：03-5213-4032



⇒労務管理等に関する相談は、
テレワーク相談センターをご活用下さい。

テレワークに関する相談に電話やメールで対応します。

※詳細は、テレワーク相談センターHPをご覧ください。



休業も検討したい！

⇒雇用調整助成金をご活用ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

※詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。



食品産業事業者の従業員に 新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応 及び事業継続に関する基本的なガイドライン

農林水産省

- 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、食品製造業、食品流通業（卸売、小売）、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。
- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年2月21日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません¹。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされており、厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

【参考】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省 HP）
- 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」（厚生労働省 HP）

- 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
 - ① 体温の測定と記録
 - ② 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - ③ 以下の場合には所属長に連絡の上保健所に問い合わせ
 - 体温37.5度以上の熱が4日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - 強いだるさや息苦しさがある場合
 - 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や37.5度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合

- また、事業所は、例えば卸売市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、御理解をいただきますようお願いいたします。

- 事業所は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- 事業所は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒。
 - ② できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆。
 - ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

【参考】 これまで集団感染が確認された場に共通すること

- ①換気の悪い密閉空間であった
 - ②多くの人が密集していた
 - ③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場
- （「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（3月9日））

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

（1）患者発生の把握

- 事業所は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。
- 卸売市場で営業を行う事業所は、患者が確認された場合には開設者等に報告してください。

（2）濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています²。

このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染

拡大防止のための措置をとることとなります。

- また、「地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する」とされていることにも留意が必要です²。

（３）濃厚接触者への対応

- 事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- 事業所は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」）

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

3. 施設設備等の消毒の実施

- 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。）、執務室等）の消毒を実施します。
- 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください^{3・4}。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応を

とる必要はありません。

4. 業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ・事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

(参考) 従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

【第一段階】

(業務の内容) 原則通常どおりの業務

(人 員 体 制) 早出・残業等で業務対応

【第二段階】

(業務の内容) 重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止
小規模事業所の場合にあつては業務全体の休止も含め判断

(人 員 体 制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

(2) 食料品の安定供給の確保

- ・小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給の確保に努めてください。

卸売市場等の食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関する Q & A (関連業種の方向け) (厚生労働省)
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針 (令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- 3 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課)
- 4 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス (2015年6月25日版)」(一般社団法人日本環境感染学会)

**卸売市場等の食品産業は、
国民への食料の安定供給に重要な役割を担っています。
従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した
時に、事業所が業務継続を図る際の基本的なポイント
をまとめました。**

※「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」 <https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_syo.pdf>

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

○**従業員に感染予防策を要請します。**

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機
- ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ

○**事業者の業態に応じて感染予防策を行って下さい。**

※卸売市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、着用しない場合は適切な距離を保って取引を行うことを徹底する、など。

○**従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築して下さい。**

○**手洗いなどの感染予防策を徹底して下さい。**

- ①出勤時やトイレ使用後、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
- ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
- ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

○**患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知して下さい。**

○**保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。**

○**濃厚接触者と確定された従業員には、14日間出勤停止し、健康観察を実施して下さい。**

○**濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。**

農林水産省

3 施設設備等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域^{※1}の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻りに手指が触れる箇所^{※2}を中心に、アルコール^{※3}で拭き取り等を実施して下さい。

※1 売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷凍庫・冷蔵庫含む）、執務室等

※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等

※3 消毒用エタノール(70%) 又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)

- 一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は**操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません**。

4 業務の継続

食料品の安定供給確保のため業務が継続できるよう準備をお願いします。

- 重要業務として**優先的に継続させる業務を選定**し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。

- 従業員の確保状況に応じた**業務マニュアルを作成**してください。

＜従業員の確保状況による段階別の業務継続体制＞

第一段階

（業務の内容）原則通常どおりの業務
（人 員 体 制）早出・残業等で業務対応

第二段階

（業務の内容）重要業務の継続を中心、その他の業務は縮小
※小規模の事業所にあつては業務全体の休止も含め判断
（人 員 体 制）早出・残業等での業務対応
他部門からの応援

- 小規模な事業所が業務全体を休止する場合は、他の事業所や所属する**組合、協会等に相談**し、顧客への供給に努めてください。

卸売市場等の食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省は、重要な役割を担う皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

2018年度GHG総排出量は前年度比3.9%減の12億4,000万トン

産業部門CO₂排出量は3億9,800万トン

環境省と国立環境研究所は、2018年度の日本の温室効果ガス（GHG）排出量（確報値）をとりまとめ、発表した。それによると、18年度のGHG総排出量はCO₂換算で12億4,000万トンで、前年度比3.9%、13年度比12.0%、05年度比10.2%の減少であった。

2018年度のGHG排出量は、17年度に比べ、3,900万トン、率にして2.9%減少した。また、2020年以降のGHG削減に向けた日本の約束草案基準年度である13、05年度の総排出量と比べると、13年度比で12.0%（1億7,000万トン）、05年度比で10.2%（1億4,200万トン）減少した。18年度の総排出量の減少については、17、13年度と比べ、電力の低炭素化に伴う電力由来のCO₂排出量やエネルギー消費量の減少（省エネ、暖冬等）により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと、05年度についてはエネルギー消費量の減少（省エネ等）により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が理由として挙げられている。

CO₂排出状況

2018年度のCO₂排出量は11億3,800万トン、17年度比4.4%（5,200トン）減少した。また、13年度と比べ13.6%（1億7,920トン）、05年度と比べて12.0%（1億5,550万トン）減少した。

各部門の主な増減の内訳

産業部門（工場等）

産業部門（工場等）のCO₂排出量は3億9,800万トン、17年度比2.9%（1,190万トン）減少した。また、13年度比で14.0%（6,500万トン）、05年度比で14.9%（6,950万トン）減少した。

2017年度からの排出量の減少は、電力のCO₂排出原単位（電力消費量当たりのCO₂排出量）の改善により電力消費に伴う排出量が減少したこと等による。また、13年度からの排出量の減少は、電力のCO₂排出原単位が改善したことや省エネ等によりエネルギー消費量が減少したこと等に、05年度からの排出量の減少は、省エネ等によりエネルギー消費量が減少したこと等による。

運輸部門（自動車等）

運輸部門のCO₂排出量は2億1,000万トンであり、17年度と比べて1.4%（300万トン）減少した。また、13年度と比べて6.2%（1,380万トン）、05年度と比べて13.8%（3,370万トン）減少した。

2017年度からの排出量の減少は、燃費の改善等によりエネルギー消費原単位（輸送量当たりのエネルギー消費量）がさらに改善し、特に旅客自動車からの排出量が減少したこと等による。13、05年度からの排出量の減少は、燃費の改善等によりエネルギー消費原単位が改善したことや、貨物輸送において、貨物輸送量が減少したこと等により、ほとんどの輸送機関で排出量が減少したことによる。

家庭部門

家庭部門のCO₂排出量は1億6,600万トンであり、17年度と比べて11.1%（2,070万トン）減少した。また、13年度と比べて20.3%（4,210万トン）、05年度と比べて2.8%（480万トン）減少した。

2017年度からの排出量の減少は、全国的に冬の気温がかなり高かったこと等により、エネルギー消費量が減少したことや、電力のCO₂排出原単位の改善により電力消費に伴う排出量が減少したこと等による。また、13年度からの排出量の減少は、電力のCO₂排出原単位が改善したことや、省エネ等によりエネルギー消費原単位（世帯当たりのエ

ネルギー消費量）が改善しエネルギー消費量が減少したこと等に、05年度からの排出量の減少は、電力のCO₂排出原単位の悪化により電力消費に伴う排出量が増加したものの、省エネ等によりエネルギー消費原単位が改善し、エネルギー消費量が減少したこと等による。

エネルギー転換部（製油所、発電所等）（電気熱配分統計誤差を除く）

エネルギー転換部門のCO₂排出量は9,510万トンで、17年度と比べて72万トン（0.8%）減少した。また、13年度と比べて10.5%（1,110万トン）、05年度と比べて7.2%（740万トン）減少した。

2017年度からの排出量の減少は、事業用発電における自家消費に伴う排出量が減少したこと等による。また、13年度からの排出量の減少は、事業用発電における送配電熱損失に伴う排出量の減少や、製油所における自家消費が減少したこと等に、05年度からの排出量の減少は、石油精製時の損失が減少したこと等による。

表 GHG2018年度排出量

		1990年度 排出量	2005年度 排出量	2013年度 排出量	2017年度 排出量	2018年度			
						排出量	2005年度比	2013年度比	2017年度比
CO ₂ 排出量合計		1,164	1,293	1,317	1,190	1,138	-12.0%	-13.6%	-4.4%
エネルギー 起源※	小 計	1,068	1,201	1,235	1,110	1,059	-11.8%	-14.2%	-4.6%
	産業部門（工場等）	503	467	463	410	398	-14.9%	-14.0%	-2.9%
	運輸部門（自動車等）	207	244	224	213	210	-13.8%	-6.2%	-1.4%
	家庭部門	131	170	208	186	166	-2.8%	-20.3%	-11.1%
	エネルギー転換部門 （製油所、発電所等）	96.2	102	106	95.8	95.1	-7.2%	-10.5%	-0.8%

排出量単位：百万トン

※エネルギー起源の部門別排出量は、発電および熱発生に伴うCO₂排出量を各最終消費部門に配分した排出量

中小、小規模事業者向け信用保証、無利子・無担保融資 各種資金繰り支援対策等、随時更新中

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による企業への影響を緩和し、企業を支援するための様々な施策（2020年5月1日時点）を案内している。ここでは、中小企業、小規模事業者に対応した主な資金繰りや設備投資支援策、特別措置を紹介する。

信用保証

セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証4号は、幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証（売上高が前年同月比-20%以上減少等の場合）するもの。

また、セーフティネット保証5号は、特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証（売上高が前年同月比5%以上減少等の場合）する。

利用の手続きは、まず取引のある金融機関または最寄りの信用保証協会に相談すること。対象となる中小企業者は本店等（個人事業主は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資を申し込む。なお、利用には別途、金融機関、信用保証協会による審査がある。
〈問い合わせ先〉

最寄りの信用保証協会

危機関連保証

全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

利用の手続き、問い合わせ先は、セーフティネット保証と同様。

無利子・無担保融資（一般）

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、COVID-19による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、運転資金、設備資金として融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げ、4年目以降は基準金利。据置期間は最長5年。貸付期間は設備20年以内、運転15年以内。融資限度額（別枠）は中小事業3億円、国民事業6,000万円。

融資の対象は以下の通り。

COVID-19の影響を受けて一時的な業況悪化を来とし、次の①または②のいずれかに該当する方。

①最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3カ月以上、1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高

b 2019年12月の売上高

c 2019年10月～12月の売上高平均額

個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

〈問い合わせ先〉

平日 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル

TEL. 0120-154-505

土日・祝日 日本政策金融公庫

TEL. 0120-112476（国民生活事業）

TEL. 0120-327790（中小企業事業）

商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、COVID-19による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施する。信用力や担保によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施、4年目以降は基準金利（中小企業1.11%→0.21%、利下げ限度額：中小企業1億円）。貸付期間は設備20年以内、運転15年以内据置期間は最長5年。

融資の対象は、COVID-19の影響を受けて一時的な業況悪化を来とし、次の①または②のいずれかに該当する方。

- ①最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3カ月以上、1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高
 - b 2019年12月の売上高
 - c 2019年10月～12月の売上高平均額

〈問い合わせ先〉

商工組合中央金庫相談窓口

TEL. 0120-542-711

（平日・休日9：00～17：00）

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。利子補給の期間は、借入後当初3年間、補給

対象の上限は中小企業1億円、国民事業3,000万円など。2020年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能。なお、利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁 HP 等で公表予定。

適用対象は、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方。

- ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高20%減少

※小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下

〈問い合わせ先〉

中小企業金融相談窓口

TEL. 03-3501-1544（平日・休日9：00～17：00）

マル経融資の金利引き下げ（新型コロナウイルス対策マル経）

マル経融資〔小規模事業者経営改善資金融資（通称マル経）〕は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。COVID-19の影響を踏まえた特例措置として、COVID-19の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者売上を対象に、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

〈問い合わせ先〉

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店または、お近くの商工会・商工会議所

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは、社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

融資限度額は、中小事業7.2億円、国民事業4,800万円。貸付期間は、設備資金15年以内、運転資金8年以内、据置期間は3年以内。金利は、中小事業1.11%、国民事業1.91%（2020年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動）。

なお、COVID-19の影響を踏まえた特例措置として、2月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になっている。

〈問い合わせ先〉

平日 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル
TEL. 0120-154-505

土日・祝日 日本政策金融公庫
TEL. 0120-112476（国民生活事業）
TEL. 0120-327790（中小企業事業）

設備投資・販路開拓

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業（2019年度補正予算3,600億円）において、COVID-19による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援する。

影響を受ける事業者への特例措置は以下の通り。

①優先的な支援

ものづくり・商業・サービス補助、持続化補助、IT導入補助の採択審査において加点措置

②申請要件緩和

ものづくり・商業・サービス補助において、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予

③遡及適用

ものづくり・商業・サービス補助において、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象に

詳細は、中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト（<https://seisansei.smrj.go.jp>）を確認。

〈問い合わせ先〉

中小企業基盤整備機構企画部
生産性革命推進事業室
TEL. 03-6459-0866

ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援する。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者等
補助上限：原則1,000万円
補助率：中小1/2、小規模2/3

想定される活用例

- 部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- 感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- 中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

今後のスケジュール

2020年度内には5月（2次）、8月（3次）、11月

(4次)、21年2月(5次)に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行う(予定は変更する場合がある)。

〈問い合わせ先〉

ものづくり補助金事務局

<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubo20200310.html>

TEL. 050-8880-4053(受付時間10:00~12:00/13:00~17:00、土日祝日除く)

持続化補助

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援する。

基本情報

対象：小規模事業者等

補助額：～50万円

補助率：2/3

想定される活用例

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
- ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

今後のスケジュール

2020年度内には2020年6月(2次)、10月(3次)、2月(4次)に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行う(予定は変更する場合がある)。

〈問い合わせ先〉

全国商工会連合会

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
TEL. 03-6670-2540

日本商工会議所

<https://r1.jizokukahojokin.info/>
TEL. 03-6447-2389

IT導入補助

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援する。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者等

補助額：30～450万円

補助率：1/2

想定される活用例

- ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※加点には、在宅勤務制度(テレワークツール)の導入に取り組むことが必要

今後のスケジュール

2020年度内、6月、9月、12月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行う(制度内容、予定は変更する場合がある)。

〈問い合わせ先〉

(一社) サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>
TEL. 0570-666-424

TEL. 042-303-9749(IP電話等)

(受付時間 9:30~17:30、土日祝日除く)

経営環境の整備

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。4月より以下の内容で特別措置の拡大を行っている。

助成率：大企業2/3、中小企業4/5

支給限度日数：4月1日～6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別に、雇用調整助成金を利用可能



COVID-19の影響を踏まえた特例措置（2）

※休業等の初日が2020年1月24日～7月23日までの場合に適用

※特例措置②については、休業等の初日が2020年4月1日から6月30日までの場合に適用

※特例措置⑤・⑥については、2020年4月1日から6月30日までの間に実施した休業について適用

【特例の対象となる事業者】

COVID-19の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年6月30日まで可能
- ②生産指標（売上高等）の確認を10%減少から5%に緩和
- ③雇用指標（最近3カ月の平均値）を撤廃
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象
- ⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5
（解雇等を行わない場合、大企業3/4、中小企業9/10に引上げ）
- ⑥雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象
- ⑦雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6カ月未満の労働者も助成対象に
- ⑧過去に本助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象に
イ 支給限度日数から過去の受給日数を差し引かない

※上記の拡充にあわせて短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化を行う。また、教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容

に応じて、加算額を引き上げる措置を別途講じる

詳細は、厚生労働省雇用調整助成金で検索

〈問い合わせ先〉

最寄りの都道府県労働局

休業や労働時間変更への対応

COVID-19に関連して、労働者を休ませる場合の措置や労働時間の考え方についてのQ & Aを厚生労働省でまとめている。

詳しくは、以下のQRコードまたは厚生労働省HPから「新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）」を参照。

〈問い合わせ〉

厚生労働省 TEL. 03-5253-1111（代表）

詳細は、新型コロナ Q&A で検索、

またQRコードより



各種リンク集

都道府県、市町村など各自治体の支援策

中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>



政府系金融機関、信用保証協会のHP

日本政策金融公庫

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html



商工組合中央金庫

<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>



全国信用保証協会連合会

<https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html>

